

社会福祉法人東城有栖会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成32年 3月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など新制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成29年 4月～ 法に基づく新諸制度の説明
- 平成29年 4月～ 制度に関する就業規則等を作成し職員に配布

目標2：平成29年 9月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>

- 平成29年 4月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 平成29年度～ 制度の導入、中間管理職研修及び広報誌などによる職員への周知

目標3：平成29年 6月までに、子の看護休暇制度を拡充する（半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 平成29年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成29年 6月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知